「新しい生活様式」を踏まえた学習指導について

令和３年（2021年）８月

山口県教育委員会

《 目　　次 》

１　学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方　・・・・・・・・・・　１

２　「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準　・・・・・・・・・・・・・　１

３　「３つの密」を避けた授業の工夫　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（１）身体的距離の確保
（２）各教科等の指導における工夫

４　時差登校・分散登校等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（１）３つの密を避けた登校の工夫
（２）時差登校により授業を実施する場合（例）
（３）分散登校により授業を実施する場合（例）
（４）一定の期間、臨時休業を継続的に実施する場合の留意点

５　ＩＣＴを活用した学習指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（１）自宅等における学習に当たってのＩＣＴの活用方法（例）
（２）ＩＣＴを活用する際の留意点

６　生徒の出欠の扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

７　自宅等における学習の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（１）学習評価
（２）指導した内容の取扱い
（３）指導要録上の取扱い
（４）各学年の課程の修了及び卒業の認定等

１　学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、学校では、「３つの密（密閉・密集・密接)」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や各種行事等の教育活動を継続し、生徒の学習を保障していくことが必要です。

２　「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

こうした考え方を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28Ver.6)」（以下「衛生管理マニュアル」という。）においては、感染状況に応じた行動基準が次のとおり示されています。

地域の 感染レベル	身体的距離 の確保	感染リスクの高い 教科活動※	部活動 （自由意思の活動）
レベル３	できるだけ２ｍ程度(最低１ｍ)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル２	１ｍを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	【収束局面】感染リスクの低い活動から徐々に実施 【拡大局面】感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル１		適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

※　「感染リスクの高い教育活動」の具体については、**３（２）ア**（Ｐ２）を参照

３　「３つの密」を避けた授業の工夫

（１）身体的距離の確保

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ２メートル（最低１メートル）空けることが推奨されています。感染レベルに応じて、身体的距離を確保することが重要です。また、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「３つの密」を避けるように努めてください。

【レベル３地域】

児童生徒の間隔を可能な限り２メートル（最低１メートル）確保するように座席を配置します。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を２つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル１地域・レベル２地域】

児童生徒の間隔を１メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。

出典：衛生管理マニュアル

身体的距離を確保した座席配置のイメージ

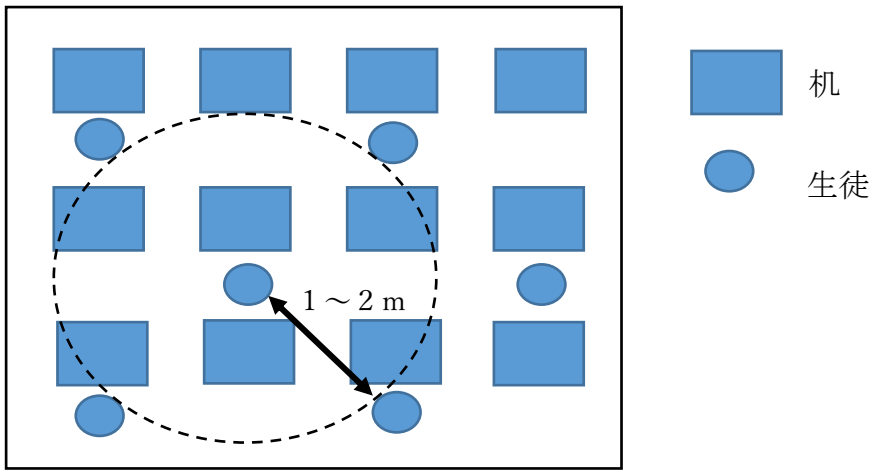

なお、座席配置については、各学校の施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気等を組み合わせることなどにより、状況に応じて柔軟に対応してください。

（２）各教科等の指導における工夫

ア　各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、「**２　「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準**」を踏まえて、感染レベルに応じ対応を検討してください。各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」としては、次のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクが高いもの）。

- 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」（★）
- 美術や工芸における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- 保健体育における「生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

出典：衛生管理マニュアル（一部改変）

イ　主体的・対話的で深い学び

新学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められていますが、教室のこまめな換気やマスクの着用などの感染症対策を講じた上で、可能な限り「主体的・対話的で深い学び」の充実を図るよう検討することが必要です。

ウ　専門学科における実習等

専門学科における実習等の指導を実施する際には、共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒することや、共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗いや手指消毒を徹底することが必要です。

エ　自立活動

自立活動の指導を行う際は、指導内容によって、近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等の対応がとれない場合又は生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直しを行うなどの柔軟な対応を図ることが必要です。

４　時差登校・分散登校等

衛生管理マニュアルにおいては、レベル３では、「生徒の間隔を可能な限り２メートル（最低１メートル）確保するように座席を配置」するとされています。学校の規模にもよりますが、施設の制約がある場合には、密集を回避するために、学級を２つのグループに分けたり、分散登校や時差登校を適宜組み合わせたりして、異なる教室や時間で指導を行うなどの工夫をしながら、教育活動を継続することが必要です。

また、生徒がやむを得ず学校に登校できない場合や、臨時休業や時差・分散登校を実施する場合に、タブレット端末等を活用してオンライン授業や課題の配信、学習状況の把握等を行い、生徒の学習活動が継続できるようにすることが重要です。

（１）３つの密を避けた登校の工夫

○　学年・学科・学級別による時差登校

- 登下校時間帯を分散させ、終日授業を実施する。
- 授業の時間帯によって登校の対象とする学年・学科・学級等を順次変える。

○　学年・学科・学級別による分散登校

- 学校の一部を自宅等における学習とした上で、学年・学科・学級別に授業日を設定する。
- 学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える。

○　早急に指導を必要とする学年の優先登校

進学や就職を控えた最終学年の生徒に配慮するなど、学校や生徒の実態を踏まえて、優先登校をする学年を検討する。

（時差登校：登下校や授業の時間帯を分散させ、全校で授業を実施する場合
分散登校：学年・学科・学級単位等で、授業日と自宅等における学習とする日を分けて設定する場合）

（２）時差登校により授業を実施する場合（例）

ア　学年ごとで登下校時間帯を分散させ、終日授業を実施する場合

曜日	月・火			水・木			金		
学年	１年	２年	３年	１年	２年	３年	１年	２年	３年
8:10	登校				登校				登校
8:25		登校				登校	登校		
8:40			登校	登校				登校	
	ＳＨＲ			ＳＨＲ			ＳＨＲ		
8:50～15:15	授業			授業			授業		
15:15	下校				下校				下校
15:30		下校				下校	下校		
15:45			下校	下校				下校	

イ　授業の時間帯によって登校の対象とする学年を順次変えて実施する場合

曜日	月			火			水			木			金		
学年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
1限	授業				授業				授業	授業				授業	
2限		授業				授業	授業				授業				授業
3限			授業	授業				授業				授業	授業		
4限															
5限															
6限															

（３）分散登校により授業を実施する場合（例）

ア　学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える場合

Ａグループ：出席番号１～２０　　Ｂグループ：出席番号２１～４０

曜日	月		火		水		木		金	
グループ	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
SHR	8:40			8:40	8:40			8:40	8:40	
1限	対面授業			対面授業	対面授業			対面授業	対面授業	
2限										
3限										
4限										
5限										
6限										
SHR	15:40	オンライン	オンライン	15:40	15:40	オンライン	オンライン	15:40	15:40	オンライン

※　ＡグループとＢグループの曜日を隔週で入れ替える。

イ　学年別で授業日を設定する場合

曜日	月	火	水	木	金
１年	授業日	オンライン	オンライン	授業日	授業日
２年	オンライン	授業日	授業日	オンライン	授業日
３年	授業日	授業日	授業日	授業日	オンライン

（４）一定の期間、臨時休業を継続的に実施する場合の留意点

感染状況が深刻で、分散登校や時差登校では感染リスクの低減が困難であるため、一定の期間、臨時休業を継続的に実施しなければならない場合には、学習に著しい遅れが生じることがないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するために、次の点に留意するようにしてください。

○　当該学年で履修する教科を満遍なく学習できるよう、学年単位等で時間割（家庭学習計画表）を作成し、一日の学習内容を生徒に提示するようにする。
○　学校や生徒の実態に応じて、定期的な登校日を設定する（１、２週間に１回程度）。

５　ＩＣＴを活用した学習指導

やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、例えば、同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習把握を行うことが重要です。

（１）自宅等における学習に当たってのＩＣＴの活用方法（例）

ア　オンラインによるホームルーム

○　毎朝・夕の決まった時間にオンラインによるホームルームを実施し、健康観察や連絡事項の伝達等を行い、自宅等における学習が計画的なものとなるよう留意します。

イ　オンライン授業

○　ウェブ会議システムを活用し、同時双方向型のオンライン授業を実施します。
○　やまぐち総合教育支援センターウェブページ「やまぐちＩＣＴ新たな学びラボ」に、ウェブ会議システムの使用方法や学校における実践事例等を掲載していますので、オンライン授業の準備に当たって参考にしてください。

【参考】やまぐちＩＣＴ新たな学びラボ
https://www.ysn21.jp/wp2

ウ　クラウド上での課題の受け渡しや授業動画の配信

○　課題や授業動画をクラウド上にアップし、自宅等における学習について指示します。
○　課題については、期限を設けてクラウド上で回収します。
○　授業動画については、視聴した内容について、アンケート等を作成し、振り返り学習を行うことができるよう工夫します。
○　やまぐち総合教育支援センターウェブページ「やまぐちＩＣＴ新たな学びラボ」「やまぐち総合教育支援サイト」に、クラウド上での課題の受け渡しの方法、教員による動画の作成事例、県教委が作成した授業動画等を掲載していますので、準備に当たって参考にしてください。

【参考】やまぐちＩＣＴ新たな学びラボ（再掲）
https://www.ysn21.jp/wp2
やまぐち総合教育支援サイト「やまぐちハイスクール the Movie」
http://shien.ysn21.jp/contents/student/koukoumovie/koukoumovie.html

エ　民間のオンラインによる学習支援サービスや既存の学習コンテンツの活用

スタディサプリ等の民間のオンラインによる学習支援サービス、文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」に掲載されている教材や動画、ＮＨＫ高校講座等を活用します。学習した内容についての振り返りのための補充プリントを課したり、レポートを作成させたりします。

【参考】文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
ＮＨＫ高校講座ホームページ
https://www.nhk.or.jp/kokokoza/

（２）ＩＣＴを活用する際の留意点

ア　教材等

学校や生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ＩＣＴ環境を活用したりして指導することが重要です。

イ　校内のチェック体制の構築

各教員が作成した課題や動画等について、肖像権や著作権等の侵害がないかなど、教科や学年の教員及び管理職による校内におけるチェック体制の構築を図ることが必要です。

〈チェック項目の例〉

①　教科や学年による確認
- 教科の指導計画を踏まえた内容となっているか。
- 課題の分量や教科のバランスについて、生徒の過重な負担となってないか。
- 個人情報も含め、肖像権や著作権等の侵害はないか。

②　管理職による最終確認
- 課題の作成について、特定の学年や教科・科目に集中していないか。
- 肖像権や著作権の侵害はないか。

【参考】オンラインで教材等の著作物を送信する際の著作権について

「授業目的公衆送信補償金制度（平成30年著作権法改正）」
学校の設置者が一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を得ることなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度

※　令和２年４月２８日から運用開始（令和２年度は特例的に無償、令和３年度は県教委が補償金を支払い済み）

＜注意点＞

学校での購入が想定されるドリル・ワークブックをそのまま送信するなど、著作権者の利益を不当に害する行為は認められない。

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とは？
- 学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実に市

販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害する観点から判断されるもの

・　典型的には、ドリルやワークブックなど生徒が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信することが該当

６　生徒の出欠の扱い

【学校の全部を臨時休業とした場合】

学校の全部を休業とした場合は、該当日は指導要録上の「授業日数」に含まれません。

【分散登校とした場合】

学年の全部を休業とした場合は、該当日は指導要録上の「授業日数」に含まれません。

学年の一部を休業とする場合は、該当日は指導要録上の「授業日数」に含まれ、自宅等における学習とした生徒については指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」には記録しません。

【やむを得ず学校に登校できない生徒の出欠の扱い】

やむを得ず学校に登校できない生徒については、次の①から④に示す場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」には記録しません。

①　生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

②　生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合

③　医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について、登校すべきでないと校長が判断した場合

④　感染経路のわからない患者が急速に増えて感染の可能性が高まっているなど、保護者が登校させるべきではないと考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合

※　④に当たっては、まずは、保護者から登校させるべきではないと考える事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努めてください。

≪参考≫　令和３年５月２１日付け令３教高第１８７号「新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて」

７　自宅等における学習の取扱い

（１）学習評価

やむを得ず学校に登校できない生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教員による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、生徒の学習の改善や教員の指導改善に生かすことが重要です。また、学習の状況や成果は学校の学習評価に反映することが可能です。

（２）指導した内容の取扱い

やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行われた教員による学習指導が次の要件を満たしており、生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着がみられ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能です。

＜要件＞
①　教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
②　教員が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

なお、一部の生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じることが必要です。

（３）指導要録上の取扱い

やむを得ず学校に登校できない生徒については、次の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する必要があります。

①　同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
②　課題の配信・提出、教員による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

（４）各学年の課程の修了及び卒業の認定等

臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（３５単位時間の授業を１単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことが可能です。

また、やむを得ず学校に登校できない状況にあった生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないように配慮することが必要です。

≪参考≫

- 令和３年３月１日付け令２教高第９２０号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」
- 令和３年３月２６日付け令２教高第１００５号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない生徒の学習指導に係る指導要録上の取扱いについて（通知）」